平成３０年（フ）第２０９号
静岡市葵区古庄５丁目20番34―205号、旧住所静岡市葵区巴町16番地　ホワイトキューブ101
債務者　常住　寛樹
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８４０号
横浜市都筑区平台12番１号　ホワイトコート平台Ａ102
債務者　星　　幸彦
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８６８号
神奈川県藤沢市用田407番地の５
債務者　高木　浩一
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９００号
横浜市磯子区杉田８丁目41番８号　湘南ハイツ101号
債務者　太田　和子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２０号
静岡県榛原郡吉田町川尻1310番地の10　シャトレーン202、旧住所静岡県榛原郡吉田町大幡241番地の６　ロイヤルハイムヨネシン35―103
債務者　田中みゆき
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２５号
栃木県下都賀郡野木町大字若林271番地２
債務者　花輪　充代
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第２９号
栃木県小山市大字小山2674番地５　レジダンス思水301号室、従前の住所栃木県小山市大字横倉３番地34
債務者　中尾　　絢
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第７１８号
横浜市中区山元町２丁目75番地２　メゾン・ド・イーグル402号室
債務者　木村　　孝
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８２８号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜４丁目８番26号
債務者　藤間嘉久子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９１２号
横浜市青葉区荏田北１丁目２番地８　ユーワビル401
債務者　木村　倫子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第９１号
徳島県板野郡藍住町矢上字安任160番地９
破産者　有限会社徳島観光ステーション・阿波之里
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９３号
長野県南佐久郡小海町大字豊里2086番地１
破産者　有限会社ピクシー
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１号
北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町３丁目３番17号
破産者　株式会社東和テック
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第６号
千葉県匝瑳市新堀441番地３
破産者　川野　誠人
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２２７号
山梨県笛吹市石和町四日市場1647番地森田マンション401号
破産者　有限会社ＳＩＤ
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
最後の住所　長野県飯山市大字其綿484番地１
破産者　被相続人亡髙橋秀明相続財産
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係